第十九条第二項第六号の二イ(3)中「（発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合の多い順に五名をいう。以下同じ。）」を削り、同項第七号の二イ中「第七百六十三条第五号」を「第七百六十三条第一項第五号」に改め、同号ハ中「第七百六十三条」を「第七百六十三条第一項」に改め、同項第七号の三イ(3)及び第七号の四イ(3)中「合同会社」を「持分会社」に改め、同項第九号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項第十五号の三ロ(3)及び第十五号の四ロ(3)中「合同会社」を「持分会社」に改める。

第一号様式記載上の注意(1)中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」に、「会社法」を「会社法第399条の13第５項若しくは第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法」に、「、その旨」を「その旨」に改める。

第二号様式記載上の注意(1)ｆ中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」に、「会社法」を「会社法第399条の13第５項若しくは第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法」に、「、その旨」を「その旨」に改め、同記載上の注意(8)ｄ(c)中「このｄ」を「ｄ」に改め、同記載上の注意(12)ｑ中「このｑ」を「ｑ」に改め、同記載上の注意(12)ｑ(f)中「この(f)」を「(f)」に改め、同記載上の注意(23―3)（ａからｇまでを除く。）を次のように改める。

(23―3)　割当予定先の状況

次のａからｇまでに掲げる事項について、割当予定先（第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。）ごとに当該ａからｇまでに定めるところにより記載すること。

また、割当予定先が特定引受人（会社法第206条の２第１項又は第244条の２第１項に規定する特定引受人をいう。以下この様式において同じ。）に該当する場合であって、当該特定引受人に関する事項を記載するときには、ｈに定めるところにより記載すること。

第二号様式記載上の注意(23―3)ｇ中「このｇ」を「ｇ」に改め、同記載上の注意(23―3)に次のように加える。

ｈ　特定引受人に関する事項　次の(a)から(c)までに定める事項を記載すること。

(a)　特定引受人（その子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。）を含む。）がその引き受けた募集株式又は募集新株予約権に係る交付株式（同法第244条の２第２項に規定する交付株式をいう。以下ｈにおいて同じ。）の株主となった場合に有することとなる議決権の数（募集新株予約権である場合には、当該交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数とする。）

(b)　(a)の募集株式又は募集新株予約権に係る交付株式に係る議決権の数（募集新株予約権である場合には、当該交付株式に係る最も多い議決権の数とする。）

(c)　募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数又は当該特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合における最も多い総株主の議決権の数

第二号様式記載上の注意(23―5)ｂ中「このｂ」を「ｂ」に改め、同記載上の注意(23―6)中「ａ又はｂ」を「いずれか」に改め、同記載上の注意(23―6)ａ中「この（23―6）」を「(23―6)」に、「このａ」を「ａ」に、「このｂ」を「ｂ」に改め、同記載上の注意(23―6)ｂ(b)中「この(b)」を「(b)」に改め、同記載上の注意(23―6)に次のように加える。

ｃ　この届出書に係る第三者割当により特定引受人となる者が生じる場合（ｂに掲げる場合を除く。）

第二号様式記載上の注意(23―7)ａ中「この（23―7）」を「(23―7)」に改め、同記載上の注意(23―8)ａ中「この（23―8）」を「(23―8)」に改め、「内容」の次に「（社外取締役（会社法第２条第15号に規定する社外取締役をいう。以下ａにおいて同じ。）を置く株式会社において、当該社外取締役の意見が取締役会の判断と異なる場合には、その意見を含む。）」を加え、同記載上の注意㉘ａ中「この㉘」を「㉘」に改め、同記載上の注意㉘ｇ(c)中「このｇ」を「ｇ」に改め、同記載上の注意㉘ｈ中「このｈ」を「ｈ」に改め、同記載上の注意㉙ａ中「この㉙」を「㉙」に改め、同記載上の注意㉞ａ中「この㉞」を「㉞」に改め、同記載上の注意㊳ａ中「このａ」を「ａ」に改め、同記載上の注意㊳ｃ中「このｃ」を「ｃ」に改め、同記載上の注意(47―2)ａ中「この（47―2）」を「(47―2)」に改め、同記載上の注意㊿ⅰ中「社外取締役をいう。57のａの(a)及びｂの(a)なお書きを除き、以下」を「会社法第２条第15号に規定する社外取締役をいう。以下この様式において」に、「社外監査役をいう。57のａの(a)及びｂの(a)を除き、以下」を「会社法第２条第16号に規定する社外監査役をいう。以下この様式において」に改め、同記載上の注意57ａ(a)中「リスク管理体制の整備の状況」の次に「、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況」を加え、「社外取締役、会計参与、社外監査役」を「取締役（業務執行取締役等（会社法第２条第15号イに規定する業務執行取締役等をいう。）であるものを除く。以下ｂの(a)において同じ。）、会計参与、監査役」に改め、同記載上の注意57ａ(b)及び(c)中「監査役（」の次に「監査等委員会又は」を加え、同記載上の注意57ａ(d)中「この(d)」を「(d)」に改め、同記載上の注意57ａ(e)中「この(e)」を「(e)」に改め、同記載上の注意57ａ(e)ⅱ中「このⅱ」を「ⅱ」に改め、同記載上の注意57ａ(e)ⅳ中「このⅳ」を「ⅳ」に改め、同記載上の注意57ｂ(a)中「リスク管理体制の整備の状況」の次に「、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況」を加え、「社外取締役、会計参与、社外監査役」を「取締役、会計参与、監査役」に改め、同記載上の注意57ｂ(b)中「監査役（」の次に「監査等委員会又は」を加え、同記載上の注意61中「この61」を「61」に改め、同記載上の注意62中「この62」を「62」に改め、同記載上の注意68中「この68」を「68」に改め、同記載上の注意69ａ中「この69」を「69」に改める。

第二号の五様式記載上の注意(1)ｆ中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」に、「会社法」を「会社法第399条の13第５項若しくは第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法」に、「、その旨」を「その旨」に改め、同記載上の注意(8)ｄ(c)中「このｄ」を「ｄ」に改め、同記載上の注意(12)ｑ中「このｑ」を「ｑ」に改め、同記載上の注意(12)ｑ(f)中「この(f)」を「(f)」に改める。

第三号様式記載上の注意(1)ｄ中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」に、「会社法」を「会社法第399条の13第５項若しくは第６項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定について記載する場合にはその旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該取締役の決定の状況について、同法」に、「、その旨」を「その旨」に改め、同記載上の注意(5)ｃ中「その旨」の次に「及び法第193条の２第１項の規定による監査証明を受けていない旨」を加え、